

石川県公報

平成 27 年 10 月 30 日
第 1 2 8 4 7 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(労働企画課) 1
○一般国道の供用の開始	(道路整備課) 1
○一般競争入札の落札者等	(警察本部) 2
公 告	
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 3
○予防接種を行う医師に係る公告	(同) 3
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同) 3
○土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 3
○石川県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表	(水産課) 3
○第44回採石業務管理者試験合格者	(河川課) 7
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 7
○入札公告	(警察本部) 7

告 示

石川県告示第505号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
マシニングセンタ、数値制御旋盤 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立金沢産業技術専門校
金沢市観音堂町チ9番地
- 落札者を決定した日
平成27年10月8日
- 落札者の名称及び所在地
柳田機工株式会社
金沢市薬師堂町イ35番地
- 落札金額
46,980,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成27年8月28日

石川県告示第506号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年10月30日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市清水谷町ホ117番丙1地先から 金沢市清水谷町カ10番10地先まで	平成 27 年 10 月 31 日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第507号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県警察グループウェア賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成27年10月6日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
34,259,760円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成27年8月21日

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県警察交通反則通告業務管理システム外2システム用機器賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成27年10月6日
- 落札者の名称及び所在地
N E C キャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
- 落札金額
50,945,760円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成27年8月21日

公

告

予防疫種を行う医師に係る公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防疫種を行う医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 疫 種 を 行 う 主 た る 場 所
岡 田 和 弘	県内全域	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院
堀 田 成 人	〃	〃

予防疫種を行う医師に係る公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防疫種を行う医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 疫 種 を 行 う 主 た る 場 所
加 治 賢 三	県内全域	野々市市御経塚1丁目465番地 かじ皮フ科クリニック

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 疫 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
松 下 裕 之	金沢市福久町ワ1番地1 医療法人社団千木福久会 福久クリニック	平成27年9月30日

土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成27年11月2日から同年12月2日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
輪島市土地改良区	下 山 地 区	換 地 計 画 書 の 写 し	輪 島 市 役 所

石川県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、平成33年度までの期間に係る水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので公表する。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

本県の水産業を取り巻く状況は、資源の低迷、就業者の減少と高齢化の進行、消費者の魚離れや魚価の低迷などにより厳しさを増しており、資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図ることが求められている。

栽培漁業の考え方は、水産動物の減耗が最も激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然海域に放流した上で適切な管理を行い、資源の持続的な利用を図ろうとするものであり、「つくり育てる漁業」の中核をなす施策である。

国においても、平成24年3月に変更された水産基本計画において、施策の基本的な方針の一つに「資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用」を掲げ、種苗放流による資源造成を推進することとしている。

このような中、本県では、平成19年度に「石川県新水産振興ビジョン2007」を策定し、「水産資源の回復と維持」を水産振興施策の大きな柱の一つとして位置づけ、資源の増殖を推進してきた。

これらを踏まえ、第7次栽培漁業基本計画では、栽培漁業を更に計画的かつ効果的に推進し、石川県沿岸における水産資源の回復維持と漁業生産の向上を目指すため、平成27年度から33年度までの7年間の計画として取りまとめを行った。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 1 栽培漁業の展開に際しては、投入される費用に応じた効果を確保することを念頭に置き、魚種別及び地域別の漁業実態に応じて効率的に推進するものとする。
- 2 放流を目的とした水産動物の種苗の生産は、社会経済的な要請、資源生態的知見、技術開発の進捗状況、施設的能力等を勘案し、優先順位をつけて対象種の重点化を図ることとする。
また、ウイルス性疾病等の発生及びまん延の防止に努めることとする。
- 3 種苗の放流に当たっては、水産動物の育成に適した時期及び場所において適切な大きさ及び量の種苗の放流を行い、併せて水産基盤整備事業等による育成水面又は保護育成場の造成事業との連携を図り、放流効果の発現及び増大に努めることとする。
- 4 都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるヒラメ等の広域種については、日本海中西部海域栽培漁業推進協議会において策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（広域プラン）に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、種苗生産や放流に取り組むこととする。
- 5 放流に必要な種苗の数量を適切に確保するため、関係都道府県の種苗生産施設間での連携を推進する。
- 6 種苗の生産、放流等に当たっては、県が策定した「石川県生物多様性戦略ビジョン」に基づき生物多様性の保全に配慮するとともに、国が策定した「人工種苗に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に沿って取り組みを進めることとする。
- 7 放流用種苗について、放流に適したサイズの確保、放流場の環境への順化等を図る上で、必要に応じ、対象種の特性と地域の実態に即した中間育成を実施することとする。
- 8 放流用種苗の育成の場となる藻場等の保全のため、漁業者や地域住民等が取り組む水産多面的機能発揮対策等との連携を図ることとする。
- 9 栽培漁業の実施の推進のため、受益者である漁業者団体等を中心とした県下5地区の水産振興協議会を中心に検討していくものとする。
- 10 放流した種苗や天然の幼稚魚の適切な育成及び管理を図るため、県が定める資源管理指針、漁業者が自主的に定める資源管理計画等に基づく取り組みを推進するとともに、水産総合センターは、その推進に当たって適切な資源管理・回復の方策を漁業者等に提起するものとする。
- 11 資源の保護管理の徹底を図る上で効果的と考えられる場合は、漁業者による自主規制措置が定められるよう取り組むとともに、必要に応じて県漁業調整規則等による体長（殻長）制限、禁漁期等の採捕規制措置を講ずるものとする。
- 12 水産動物の種苗の放流及び水産動物の育成を行うに当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重することとする。
- 13 放流効果発現の努力にもかかわらず、期待した効果が得られないと認められる栽培漁業対象種については、種苗放流を中断するとともに、計画全体を再検討するものとする。

14 漁業者等が希望する魚種の中で、放流効果の発現が期待できる新規放流対象種については、関係機関との連携を図りながら、必要に応じて放流効果を高める種々の技術の確立に努め、費用対効果を勘案した上で、生産体制構築の適否を判断する。

15 量産された種苗のうち、養殖対象とすることも適当と考えられる種苗については、養殖業への供給も含めて有効活用を推進することとする。

16 栽培漁業は、水産物の安定供給に資するという本来の役割に加えて、県民に対する自然環境や水生生物の学習の場を提供しており、こうした栽培漁業の幅広い役割について、広く県民に理解を求めていくこととする。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県において、平成27年度から平成33年度までの7箇年間に種苗の生産及び放流又はその育成が必要とされる水産動物の種類は、主に次のとおりとする。

魚類 くろだい、ひらめ

貝類 あわび、さざえ、あかがい、とりがい

第3 水産動物の種類ごとの種苗生産数量及び放流・養殖数量の目標

平成33年度における水産動物の種苗生産数量、放流・養殖数量及び大きさは、おおむね次のとおりとする。

魚 種	種 苗 生 産		種 苗 放 流	
	生産数量	大きさ	放流数量	大きさ
くろだい	220千尾	全長 50mm	220千尾	全長 50mm
ひらめ	300千尾	全長100mm	300千尾	全長100mm
あわび	200千個	殻長 20mm	200千個	殻長 20mm
さざえ	875kg	殻高 30mm	875kg	殻高 30mm
あかがい	200千個	殻長 2mm	130千個	殻長 30mm
とりがい	100千個	殻長 10mm	100千個	殻長 10mm

放流数量の内、とりがいについては養殖開始個数

第4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

本県における種苗生産の技術水準の平成33年度目標は、次のとおりとする。

水産動物の種類	単位当たりの種苗生産量	大きさ	年間種苗生産回数
くろだい	470尾／m ³	全長 50mm	1回
ひらめ	500尾／m ²	全長100mm	1回
あわび	3,000個／m ²	殻長 20mm	1回
さざえ	1,100個／m ²	殻高 30mm	1回
あかがい	100,000個／m ²	殻長 2mm	1回
とりがい	2,000個／m ²	殻長 10mm	1回

2 解決すべき技術開発上の問題点及び対応策

(1) 水産動物の資源生態

水産総合センターは、栽培漁業の技術開発を進める上で必要な水産動物の生態及び資源状態と、その変動要因の解明に努めるものとする。

(2) 種苗生産

種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の質の向上を図るとともに、生産に要する経費の低減に努める。また、温排水利用種苗生産施設では、温排水を最大限に活用し、生産期間の短縮及び成長の促進に反映できるように努めることとする。

大型種苗の生産に当たっては、生産に係る技術的な問題点（親魚養成、餌料培養、餌料の栄養価、疾病等）を解決しながら、効率的な生産を図ることとする。

さらに、水産総合センターで生産する種苗に限らず、放流種苗の確保には、他の種苗生産機関も活用することにより、効率的な供給体制の構築を図ることとする。

(3) 中間育成技術の活用

中間育成技術を活用するために、沿岸漁業構造改善事業や水産基盤整備事業と連携し、水産総合センターによる技術指導を強化し、生残率の向上、大型種苗の育成及び中間育成経費の軽減を図ることとする。

(4) 放流技術の開発

漁業協同組合等による大量放流が可能となった水産動物については、放流後の減耗が最少となる水域、時期、サイズ等を見極め放流を実施することとする。

また、資源管理意識の醸成に努め、小型魚の漁獲規制や産卵親魚保護等により資源の保護育成を図ることとする。

(5) 環境変化に適応した栽培漁業技術の確立

気候の温暖化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、放流方法の見直し等必要な技術開発に努めることとする。

(6) 技術の継承

栽培漁業に携わる技術者の高齢化が進んでいることから、計画的な人材の確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(7) 栽培漁業技術の養殖業への活用

これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産、中間育成、疾病防除技術などの技術を積極的に養殖業に活用するとともに、養殖用の種苗生産に向けた技術開発や、養殖用に生産した種苗の育成技術開発にも取り組んでいくこととする。

3 各魚種ごとの目標年度までに解決すべき事項

(1) くろだい

・放流種苗の拡散範囲の解明

(2) ひらめ

・体色異常個体の発現防除技術の確立

(3) あわび

・天然海域への馴致能力向上のための健苗育成技術の開発

・放流初期の食害等減耗抑制方法の開発

(4) さざえ

・種苗生産時における稚貝の生残率の向上と省力化及び増産技術の確立

・天然海域への馴致能力向上のための健苗育成技術の開発

(5) あかがい

・中間育成技術の向上

・放流効果向上のための漁場管理方策の検討

(6) とりがい

・種苗生産時における稚貝の生残率の向上と省力化

・親貝の安定確保

・種苗の増産に向けた施設整備

第5 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

1 放流後の育成、分布及び採捕の状況を把握するために必要な調査については、石川県水産総合センター、関係漁業者及び漁業協同組合等が連携して実施する。

2 水産総合センターは、天然魚を含めた対象種の資源情報の蓄積を図り、資源の管理について漁業者及び漁業協同組合等に助言を行うこととする。

第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に関し必要な事項

1 推進体制の整備等

(1) 栽培漁業に係る技術開発は、他の都道府県の関係機関、国立研究開発法人水産総合研究センター、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会、その他関係機関との緊密な連携を図りながら、種苗の生産、放流等の技術開発に努める。また、栽培漁業に関する情報の収集分析及び知識の普及啓発等を行うほか、学識経験者等を構成員とする水産振興協議会の意見を聴き、栽培漁業の円滑な実施を図ることとする。

(2) 県は、栽培漁業を具体的に推進するため、基本計画に即した実施計画を策定することとする。

(3) 本計画の見直しに伴う種苗生産放流を実施する上で、現行施設の老朽化があい路になると見込まれるため、

今後、国の助成等も含め、効率的な生産施設への改善を図ることとする。

- (4) 県は、市町及び漁業協同組合等で構成される地域水産振興協議会（県内5地域）の活動を支援するとともに、地域の特性に合った種苗放流のほか、保護育成場の造成及び資源管理等資源の培養に係る一連の事業の効率的な展開が図られるよう協議会と協調して取り組む。
- (5) 種苗放流対象水域で操業する漁業関係者については、地域水産振興協議会において放流計画段階で参画させるとともに、遊漁者に対しても資源保護意識の高揚を図ることとする。
- (6) 種苗放流後の保護育成を徹底するため、関係漁業者に広く栽培漁業による資源管理意識の浸透を図ることとする。
- (7) 県は、一般財団法人水産振興事業団との連携のもとに、地域水産振興協議会等と放流効果に関する調査・検討に取り組むとともに、経済効果の啓発普及を図ることとする。

2 放流に関するその他の事項

- (1) 種苗生産から放流に至る一連の経費は、原則として漁業関係者その他の受益者の負担とする。
- (2) 漁業関係者のみならず遊漁者等に対しても、放流した種苗の保護育成の必要性から栽培漁業についての認識を深めるため、積極的な啓発を行うとともに、体長（殻長）制限以下の採捕の自粛又は再放流の励行を要請し、資源管理の強化を図ることとする。

第44回採石業務管理者試験合格者

平成27年10月9日に実施した第44回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(石) 1、(県) 4

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字加賀爪ニ50番1、50番3	金沢市藤江北一丁目280番地 株式会社マスターズ

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
石川県警察総合捜査情報管理システム賃貸借契約 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
入札説明書による。
- (4) 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成

9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年11月4日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年11月5日（木）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成27年11月6日（金）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年11月6日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合

において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
視覚検査装置賃貸借契約 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
入札説明書による。
- (4) 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年11月4日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年11月5日（木）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成27年11月6日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年11月6日(金)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除